

金融円滑化に関する当金庫の対応

新発田信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命であります。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

① 理事会等において本基本方針、金融円滑化方針および金融円滑化管理規程の制定、金融円滑化管理責任者の選任等を決議しております。

② お客さまの経営に関するご相談に対し、これまでの融資窓口等に加えて、融資専担部署である融資マネージャーがきめ細やかな相談業務をいたします。

③ お客さまからの貸付条件の変更等の申し出に対応するため、全営業店の融資窓口において「ご返済相談窓口」を設置し、事前予約により午後3時以降も対応いたします。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

平成31年3月末現在における金融円滑化に係る取組状況(平成21年12月4日～平成31年3月末)

(1) 中小企業・個人事業主の皆様への取組み

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	838件
うち、実行に係る貸付債権の数	781件
うち、謝絶に係る貸付債権の数	28件
うち、審査中の貸付債権の数	3件
うち、取下げに係る貸付債権の数	26件

(2) 住宅ローンをご利用の皆様への取組み

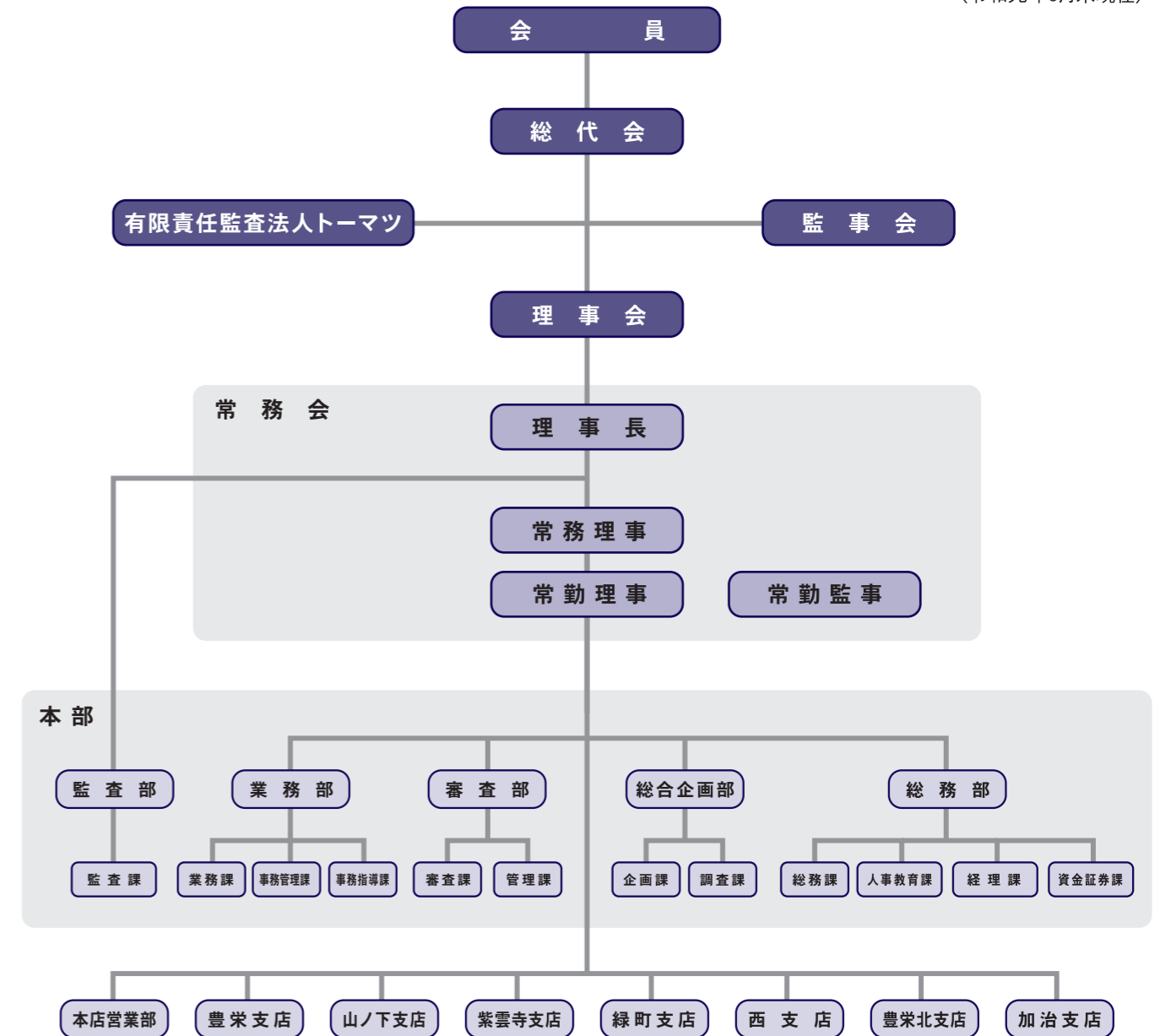
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	37件
うち、実行に係る貸付債権の数	25件
うち、謝絶に係る貸付債権の数	6件
うち、審査中の貸付債権の数	0件
うち、取下げに係る貸付債権の数	6件



しばたしんきんの概要

新発田信用金庫組織図

(令和元年6月末現在)



役職員の状況

役員

(令和元年6月末現在)

理事長	荒井 一夫
常務理事	田中 一義 (総合企画部長・業務部長委嘱)
常勤理事	萩原 秀一 (審査部長委嘱・総務部担当役員)
常勤理事	三田 徹郎 (監査部長委嘱)
理事	藤田加津栄 (※1)
理事	小野寺真夫 (※1)
理事	石川 富夫
理事	風間 良光 (※1)
常勤監事	森 吉直
監事	小林 峰雄 (※2)

※1. 理事 藤田加津栄、小野寺真夫、風間良光は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2. 監事 小林峰雄は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

常勤役員数

(単位：人)

	役員	男性	女性	合計
平成27年3月末	7	53	34	94
平成28年3月末	6	52	38	96
平成29年3月末	6	52	40	98
平成30年3月末	6	49	43	98
平成31年3月末	6	47	45	98